

令和 7 年第 5 回臨時会

議案関係資料

番 号	件 名	ページ
議案第 7 6 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について	1～3
議案第 7 7 号	令和 7 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について	4

子育て応援手当

- 事業内容 『「強い経済」を実施する総合経済対策』（令和7年11月21日閣議決定）に掲げる経済対策として、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯に対し現金を支給する。

- 支給対象者 ①令和7年9月分の児童手当受給者

②令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児の父母等

※公務員については、所属庁で児童手当支給事務を行っているため、所属庁から証明を受けた申請書によって申請支給

- 実施主体 村

- 支給額 児童1人あたり20,000円

- 予算額 【事業費】

対象児童 H19.4.2～R8.3.31 589人

$589人 \times 20,000円 = 11,780,000円$

【事務費】

時間外手当、需用費、役務費 191千円計上

（歳入 全額国庫負担『物価高対応子育て応援手当支給事業補助金』）

- スケジュール 12月19日 要綱作成
12月22日 支給対象者の抽出
12月25日 対象者へ案内送付（プッシュ方式）
1月13日 口座変更・受取拒否期限
1月30日 支給

※公務員及び出生児童については随時支給

物価高騰緊急対策

「地域応援プレミアム商品券」事業実施要領

1. 目的 米などの食料品の物価高騰により消費者の負担が著しい中、国からの重点支援地方交付金を活用し、プレミアム商品券の発行を実施することにより、地域住民の消費の下支えを目的とする。
また、プレミアム商品券の利用により、村内事業所へお金が回ることになり消費拡大につながる為、村内事業所の経営を支え地域経済の活性化にもつながる事業となる。
2. 主催 中札内村商工会
3. 加盟店 村内で営業している商工業者を対象に募集
4. 販売総額 20,600,000円
(想定) 一般：11,000,000円 (10,000円×1,100組)
65歳以上：9,600,000円 (8,000円×1,200組)
5. 発行総額 32,200,000円 (@500×64,400枚) ※プレミアム40%付き商品券
6. プレミアム額 9,200,000円
7. 額面金額 500円
8. 販売単位 1組28枚 (@500×28枚=14,000円) を10,000円で販売する。
※高齢者支援として65歳以上 (令和7年12月31日現在) の方は8,000円で販売
9. 発行枚数 64,400枚
10. 発行組数 2,300組
11. 購入限度組数 1人1組 (中札内村に住所を有する方。)
12. 利用期間 令和8年1月30日 (金) から令和8年7月31日 (金) 迄
13. 利用場所 事業の予約申し込みチラシに掲載している事業所
14. 販売申込方法
 - ①予約申込み (予定販売数を上回った場合は抽選する)
 - (1)1月広報にて配布のチラシ専用予約申込書ハガキに記入の上投函する。
 - (2)中札内村商工会に持参する。(平日のみ 9時～17時)
 - ②予約申込書は1枚に同世帯であれば6人まで記入でき、1人1回以上の応募の重複した分は無効にする。
※予約申し込み書は、1月広報及び、商工会・役場にて配布。
※周知は1月広報紙、村内無線放送、商工会館掲示。
 - ③申込み期間 (予定) は令和8年1月上旬～令和8年1月19日 (月)
(投函1月19日消印有効)
 - ④券引換期間は令和8年1月30日 (金) ～ 令和8年2月6日 (金) ※平日のみ
 - (1)購入引換券は1月30日までに予約申込者個人宛に郵送
 - (2)購入引換券が商工会に戻ってきた場合は、無効とする。
 - (3)期間中に引換えられなかった場合、購入を辞退したとみなす。
 - (4)申込みが予定販売数に達しなくても、販売は打切り、再販はしない。
 - ⑤抽選方法については、1世帯あたりの申込件数が最大の方を対象に抽選を行い減額する。抽選の場合、商品券の購入辞退や無効があった際、引換期間終了後減額された方を対象に再度抽選を行い、購入引換券を郵送し引換の通知を行う。

15. 販 売 場 所 中札内村商工会（郵送された購入引換券と購入代金と引換）
令和8年1月30日（金）～ 2月6日（金）10時～20時※土日を除く平日のみ
16. 商 品 券 換 金 商品券に事業所名を明記し角を切り取って指定の請求書を添えて商工会事務局へ請求し、請求締め後に指定口座に振り込む
17. 加 盟 店 負 担 なし
18. 換 金 期 間 請求書の提出は随時とし、水曜日迄の提出分の換金日は、毎週金曜日に振り込む事とする。
19. 制 約 事 項 ①現金とは交換できない。
②金券（米券・ビール券・図書券・ギフト券・印紙・切手・葉書等）の購入
公共料金の支払い、及び売掛金の支払いには利用できない。
③利用期間の期限を過ぎての利用はできない。
④釣銭は出さない。
⑤盗難・紛失又は、滅失等いかなる場合でもその責を負わない。
⑥発行者印・発行番号の無いものは無効である。
20. そ の 他 ①商品券の二次使用は禁止する。
②各加盟店での除外商品は店頭に表示すること。

令和7年度水道料金（基本料金）減免事業 概要

◇事業内容 物価高騰による経済的負担の軽減を図るため、国の重点支援地方交付金を活用し、6か月分の水道料金の基本料金を減免する。

◇支給対象者 当村と給水契約がある一般家庭及び事業者

◇対象期間 令和8年1月請求分から6月請求分まで（6か月間）

◇減免額 下記のとおり

簡易水道（給水収益）中札内市街、上札内市街

用途	水量	基本料金	対象世帯数
家事用	0 m ³ から6 m ³ まで	1,400円	1,537件
〃	7 m ³ から9 m ³ まで	1,700円	
〃	10 m ³ 以上	2,000円	
業務用	—	3,900円	64件
大口営業用	—	17,800円	14件
合計			1,615件

営農用水（営農用水収益）農村部

用途	水量	基本料金	対象世帯数
営農用1	0 m ³ から6 m ³ まで	1,400円	113件
〃	7 m ³ から9 m ³ まで	1,700円	
〃	10 m ³ 以上	2,000円	
営農用2	—	3,900円	48件
営農用3	—	17,800円	37件
合計			198件

◇補正予算計上額 【事業費】 13,981,000円

◇対象世帯数合計 1,615件+198件=1,813件

※令和7年12月15日時点の給水件数であり、村の公共施設は対象外のため件数に含めない。

※補正額の対象は令和8年1月から3月分の3か月分【令和7年度分】
（令和8年4月から6月分については「令和8年度予算」で計上）
（財源 一般会計補助金：重点支援地方交付金）